

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 1 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 M I E コーポレーションと称する。
英文では、M I E C O R P O R A T I O N C O . , L T D と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

(1) つぎの事業を営む会社の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- ① 金属加工品の製造およびその販売
- ② 不動産の売買、貸借、仲介運用管理、および土地の造成分譲
- ③ 鋼板製並びに鋼管製の管継手・フランジおよびバルブの販売
- ④ 配管工事用機材の販売
- ⑤ 鉄鋼および非鉄金属並びに同製品の研究、製造、製作、売買および輸出入業
- ⑥ 梱包、荷造り、発送その業務の管理および請負
- ⑦ 前記各号に関連する一切の事業

(2) 有価証券の保有、運用および売買

(3) 不動産の活用、管理および運用

(4) 企業経営に関する指導およびコンサルティング

(5) グループ会社に対する貸付、保証および投資

(6) 前各号に付帯する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を三重県桑名市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 2 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、名古屋市において発行の中部経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 3 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか、必要あるときは臨時に株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 4 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役相談役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長を各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 5 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 6 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 7 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

標準 番号	MIE-CA- 0100-01	標準 名称	定 款			頁	本文 8 / 8 頁
制定 日	2008・1・4	改訂 日	2009・6・26	実施 日	2009・6・26	作成 部	総務部

附 則

第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。

制定日・改訂日
平成20年 1月 4日制定
平成21年 6月26日改訂